

11. 公害健康被害の補償と予防

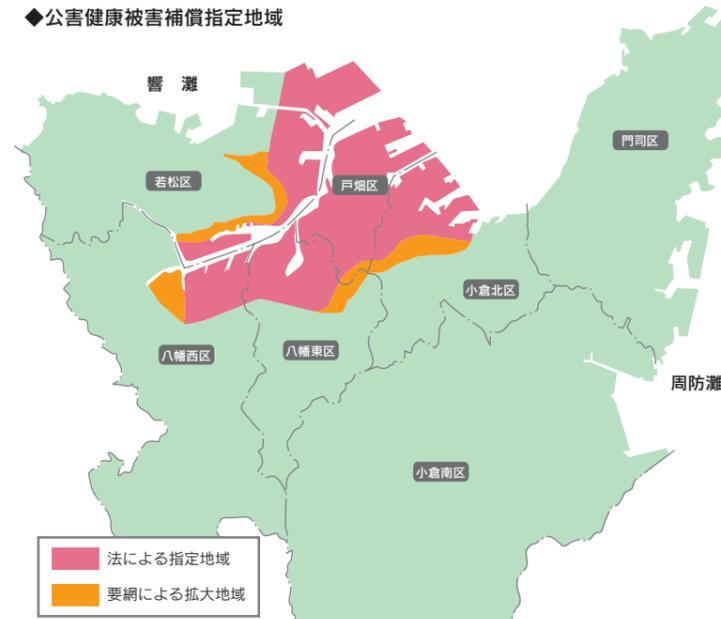
(1) 背景

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48

◆公害健康被害補償指定地域



年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和49年8月1日、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

(2) これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

(ア) 年齢別疾病別被認定者数 (法)

(平成21年3月末現在)

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	224	173	397	40.22	0	0	0	224	173	397	0	0	0	0	0	0
40~59	112	106	218	22.09	0	0	0	112	106	218	0	0	0	0	0	0
60~64	19	30	49	4.96	1	1	2	18	29	47	0	0	0	0	0	0
65~	113	210	323	32.73	10	24	34	103	186	289	0	0	0	0	0	0
計	468	519	987	100.00	11	25	36	457	494	951	0	0	0	0	0	0

(イ) 年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(平成21年3月末現在)

年齢別(歳)	総数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	26	22	48	57.14	0	0	0	26	22	48	0	0	0	0	0	0
40~59	8	2	10	11.90	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0
60~64	1	4	5	5.95	0	0	0	1	4	5	0	0	0	0	0	0
65~	9	12	21	25.00	0	1	1	9	11	20	0	0	0	0	0	0
計	44	40	84	100.00	0	1	1	44	39	83	0	0	0	0	0	0

(ウ) 被認定者異動状況 (法)

項目	年 度															
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19	20
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298
失効者数	治癒等	4	147	305	512	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,299	1,307	1,312	1,317	1,322
	他都市転出	2	4	7	13	20	26	31	33	33	34	38	38	38	38	38
	死亡	36	111	194	279	376	482	574	656	749	822	847	866	889	910	931
計	42	262	506	804	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,184	2,211	2,239	2,261	2,286	2,311
増減数	1,090	363	228	140	287	△176	△254	△191	△156	△175	△42	△27	△28	△22	△25	△25
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,114	1,087	1,059	1,037	1,012	987

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

(エ) 被認定者異動状況 (要綱)

項目	年 度															
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19	20
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	治癒等	2	54	68	87	111	136	166	182	197	207	209	213	214	215	217
	法移行	8	20	34	49	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	死亡	3	8	11	17	26	37	43	49	57	59	63	64	65	66	67
計	13	82	113	153	224	260	296	318	341	353	359	364	366	368	371	372
増減数	122	7	28	44	8	△13	△36	△22	△23	△12	△6	△5	△2	△2	△3	△1
被認定者数実数	122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	97	92	90	88	85	84

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

イ. 公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

(ア) 転地療養事業

「健康教室」として、医師や栄養士による講演などを実施。

平成20年度	参加者	場 所
	24名	かんぼの宿 北九州(2泊3日)

(イ) リハビリテーション事業

「呼吸訓練」として、理学療法士、保健師の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施。

平成20年度	参加者	場 所
	18名	若松中央市民センター

(ウ) 家庭療養指導事業

嘱託保健師が保健指導、日常生活指導、食事指導などを実施。

平成20年度	訪問件数
	延べ567件



(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和 62 年 9 月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和 49 年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和 58 年 11 月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和 61 年 10 月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

ア. 環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

(ア) 健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師による講演会を実施している。

平成20年度	参加者	場 所
	30名	総合保健福祉センター

(イ) 機能訓練事業

a. サマーキャンプ

小学校 4 年生から中学 3 年までのぜん息児を対象に、登山や呼吸訓練等のカリキュラムでキャンプを実施。

平成20年度	参加者	場 所
	67名	たしろ少年自然の家(3泊4日)

b. 水泳教室

未就学児及び小学生のぜん息児を対象に水泳教室を実施。

平成20年度	参加者	場 所
	82名	フェニックス永犬丸校

イ. 環境改善事業

(ア) 最新規制適合車等代替促進事業

国や地方自治体における各種大気保全対策のうち、特に交通公害対策を推進するために最新規制適合車等への代替を促進しています。具体的には、市内の事業者が古い型の大型ディーゼル車を最新規制に適合する車両に買い替える際に経費の一部を補助するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成制度を活用するものです。

平成20年度	トラック4台
--------	--------

(イ) 環境再生保全機構との共催事業

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、環境再生保全機構と共催で「北九州エコカーフェア 2008」を実施しました。

- 開催期間 平成 20 年 10 月 4 日・5 日
- 開催場所 リバーウォーク北九州周辺広場
- 事業内容
 - ・エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、低燃費・低排出ガス自動車等）の展示
 - ・アイドリングストップ運動の受付
 - ・ノーマイカー得々キャンペーン 他

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和 49 年 9 月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者 10 名（医学 8 名、法学 2 名）により構成されており、平成 20 年度は 12 回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師 3 人で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成 20 年度は 12 回開催されました。

第 3 節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

本市の豊かな自然環境や、歴史的時間の中で地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良なたから（資産）を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. エコビジターズインダストリー

(1) 目的

「北九州市エコツアー」は、市外からお客様をお招きし、公害を克服し環境首都を目指すまでの歴史や、日本でいち早く環境産業に目を向けたエコタウン、工業・産業都市と共生し融合する豊かな大自然など、本市の環境資源を紹介するものです。

エコツアーを通して、ビジターズインダストリーを振興していきます。

(2) 成果

平成 20 年度は、12 月に開催された環境国際セミナー出席者を対象にエコツアーを実施しました。エコタウンセンター、東田エコクラブハウス、環境ミュージアムなどを見学し、マルメ市（スウェーデン）、フライブルグ市（ドイツ）など海外からのお客様のほか、自治体職員、マスコミ等 72 名が参加しました。



(3) エコツアーガイド養成講座を実施

平成 20 年度は、ツアーの全体をコーディネートするガイドを育成するため「エコツアーガイド養成講座」を、市民（自然環境サポーター）を対象に実施しました。エコツアー概論などの講義のほか、現地視察やガイド実習を行いました。28 名のうち 22 名が講座を修了しました。希望者を対象に行った試験・面接の結果、3 名がエコツアーガイドに認定されました。



曽根干潟にすむ生き物を調査



22 名に講座修了証が授与された

(4) 今後の取組

今後も、エコツアーを PR し、エコビジターズインダストリーを推進していきます。